

参 考 資 料

「参考資料」とは、数量総括表、図面、仕様書、質問回答書以外を指し、その「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、見附市建設工事請負基準約款第1条にいう設計図書ではない。

従って「参考資料」は委託契約上の拘束力を生じるものではない。